

八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付要綱に係る取扱規程

1 目的

この規程は、八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 不妊去勢等手術（要綱第2条第4号）

手術を受けたことを外部に表示するための措置として市長が指定するものについては、雌猫にあつては左耳の先端を、雄猫にあつては右耳の先端をV字型に切除する措置とする。

3 交付申請兼実績報告書等（要綱第5条第2項第1号）

不妊去勢等手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写しについては、領収書に助成事業に係る料金である旨が記載されている場合、請求内訳書の写しは不要とする。

附 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付要綱に係る取扱規程は、令和3年度分の予算に係る助成金をもって廃止する。